

第3次「島根県子ども読書活動推進計画」

平成26年4月
島根県教育委員会

目次

第1章 第3次「島根県子ども読書活動推進計画」策定にあたって

- はじめに (P1)
- I 計画の基本的な考え方 (P2)
 - 1. 計画策定の背景
 - 2. 基本目標・基本的な考え方
 - 3. 計画期間 (P3)
- II 第2次「島根県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について (P5)
 - 1. 成果と課題 (P5)
 - 2. 数値目標の進捗状況 (P9)

第2章 施策の方向と具体的な施策

- 計画の体系図 (P10)
- I 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る (P11)
 - 1. 家庭における子どもの読書活動の推進 (P11)
 - (1) 就学前の読書習慣づくり
 - (2) 本に触れる機会の充実
 - 2. 地域における子どもの読書活動の推進 (P12)
 - (1) 図書館
 - (2) 子どもが集まる場
 - 3. 学校等における子どもの読書活動の推進 (P13)
 - (1) 幼稚園・保育所
 - (2) 小学校・中学校
 - (3) 高等学校
 - (4) 特別支援学校
- II 子どもの読書活動を支える人を育てる (P16)
 - 1. 図書館への人材配置の推進 (P16)
 - (1) 図書館
 - (2) 学校図書館
 - 2. 人材育成・研修 (P17)
 - (1) 司書

- (2) 学校司書等
- (3) 司書教諭・学校図書館担当教職員
- (4) 読書ボランティア
- (5) その他

Ⅲ あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える	(P19)
1. 一人一人の読書を支える環境の整備	(P19)
(1) 特別な支援の必要な子どもたちのための諸条件の整備・充実	
(2) 図書館の整備・充実	
(3) 学校図書館の整備・充実	
2. ネットワークの構築	(P20)
(1) 県における推進体制の整備	
(2) 市町村との連携の強化	
(3) 公共図書館との連携強化	
(4) 各種団体の連携強化	
3. 啓発・広報	(P21)
(1) 普及啓発活動の推進	
(2) 企業・団体への働きかけ	

第3次計画数値目標一覧	(P23)
-------------	-------

用語解説	(P24)
-------------	-------

参考資料	(P32)
-------------	-------

第2次計画期間 具体的施策一覧	(P32)
-----------------	-------

平成24～25年度 読書施設主要統計	(P34)
--------------------	-------

読書活動の現状（平成24年5月1日）現在	(P37)
----------------------	-------

「子ども読書活動の推進に関する法律」	(P39)
--------------------	-------

「島根県子ども読書活動推進会議」設置要綱・委員名簿	(P41)
---------------------------	-------

第1章 第3次「島根県子ども読書活動推進計画」策定にあたって

はじめに

島根県では、「子ども読書県しまね」を標榜し、人のいる図書館をめざして県内全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の図書館に学校司書等を配置し、学校図書館の活用を支援してきました。それによって、学校図書館の多くが見違えるような変貌を遂げ、学校図書館で本を手にする子どもたちの姿が日常的に見られるようになりました。さらには、学校図書館を活用した学習も活発に実践され、学校における図書館の役割が改めて認識されるようになってきました。

また、学校図書館に着目して取り組みをすすめてきたことで、より小さいころからの読書活動の必要性を実感し、「しまね子育て絵本」の整備や家庭での読書を推進するための親子読書アドバイザーの養成等、就学前の子どもたちの読書の支援を推進してきました。そのほかにも、学校司書等の研修会や読書フェスティバルの開催など、子どもの読書活動を推進するために、公共図書館が連携・協力して取り組んで来ています。その成果の一端を、たとえば図書館の利用率・本の貸出冊数の増加や、調べ学習コンテストでの子どもたちの自信に満ちた発表ぶりに見ることができます。そして、これらの取組を通して、私たちの目には見えませんが、子どもたちの心に尊いものが着実に育まれています。

第2次「島根県子ども読書活動推進計画」の5年間では、子どもの読書の種をまき、それがようやく芽吹いてきました。平成26年度から始まる次の5年間は、しっかりと根を張り、読書の葉をいよいよ茂らせる時期としなくてはなりません。

家庭で、地域で、学校で、子どもと本を積極的につなぎ、子どもの読書を支える人をさらに育て、そして、あらゆる子どもに読書の喜びを保障するため、ここに第3次「島根県子ども読書活動推進計画」を策定し、子ども読書活動を推進していきます。

I 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、その推進に取り組むことはすべての大人の責務である、といっても過言ではありません。また、平成23年3月に発生した東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から贈られた本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えたことから、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されています。

国においては子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。それに基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、平成20年3月に第2次基本計画が、そして平成25年5月には第3次基本計画が策定されました。第2次計画の期間中には、図書館法の改正、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

このことから、県においては、平成16年3月「島根県子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成21年3月に第2次計画を策定し、「子ども読書県しまね」を掲げ、義務教育段階における「学校図書館活用教育」を集中的に全県展開することでこの取組を推進してきました。

このたび、県の第2次計画策定から5年が経過し、また国の第3次計画が策定されたことから、これまでの取組みを振り返り、新たな課題に対処するために、第3次「島根県子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。この3次計画をもとに、今後5年間、「子ども読書県しまね」の一層の推進を図ります。

2. 基本目標・基本的な考え方

読書は、子どもたちの知識や経験を豊かにし、知的活動を高めるだけでなく豊かな情操を育み、将来の生き方を方向づけるなど、人格形成の上で大きな役割を果たします。また、読書を通して身につけられる豊かな心や自ら問題を発見して解決していこうとする力は、変化の激しい現代社会を生きていく上でとても大切なものです。子どもたちがその発達段階に応じた読書活動の中で、豊かな心と確かな学力を身につけながら、主体的に生きる力を学びとっていくことを願い、「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」を基本目標として子ども読書活動の推進に取り組めます。

【基本目標】

本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる

◇ 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る

- ・親子のふれあいの中で子どもが本と出会い、読書に親しむことができるよう、就学前からの読書習慣づくりを図ります。
- ・読む楽しみとともに、本から学ぶ楽しみを知り、発達段階に応じて図書館を利用する力を身につけるよう、学校における情報を活用する力の育成を図ります。

◇ 子どもの読書を支える人を育てる

- ・子どもたちの読書活動を豊かにし、学びを支える案内役である司書等専門職員や学校司書等の配置を促します。
- ・司書等専門職員や学校司書等が専門性を高め、必要な資質・能力の向上を図るための、継続的・計画的な研修の実施を支援します。

◇ あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える

- ・すべての子どもが本と出会う多くの機会を得ることができるよう、ひとりひとりの読書を支える環境の整備に努めます。

【子どもの発達段階に応じためざす方向性】

すべての子どもが本と出会い、読書の楽しさをとおして、発達段階に応じた読書活動ができる力、ことばの力を育てる

- （就学前）保護者と一緒に本と図書館に慣れ親しむ
- （小中学生）図書館を利用しながら情報を活用する力を育てる
- （高校生）自らの課題解決に本を用いて、評価・熟考できる力を育てる

3. 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

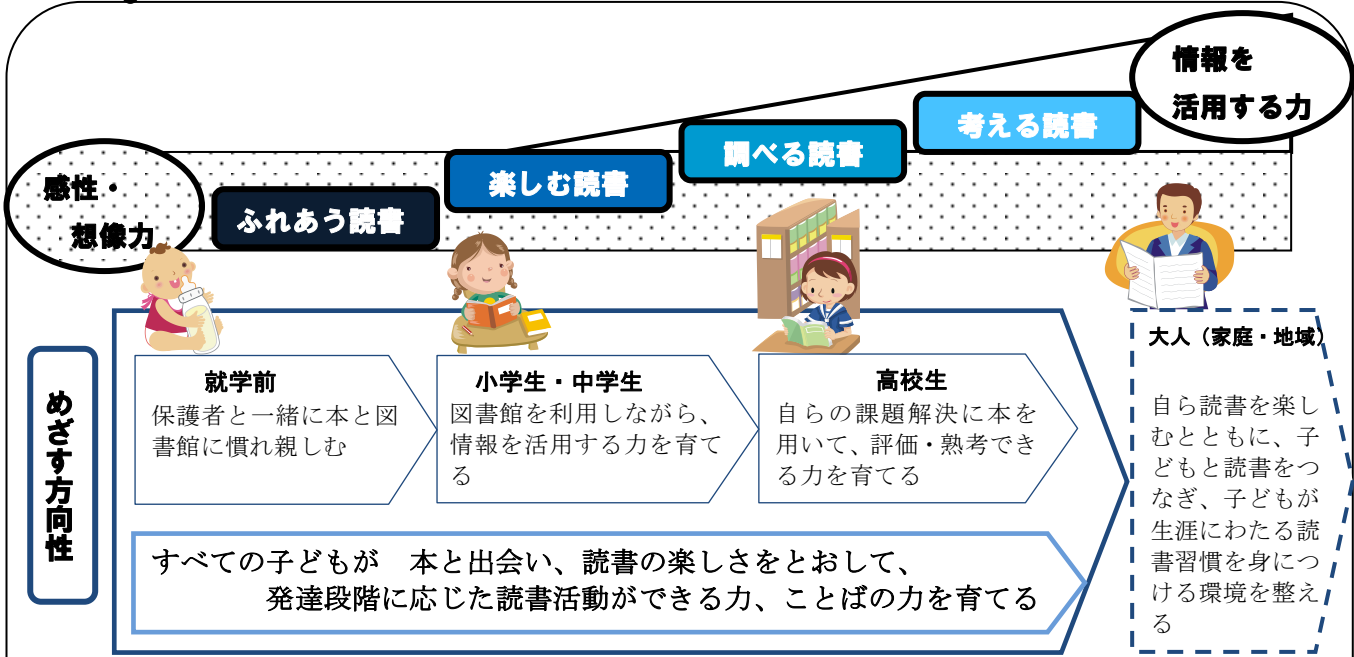
「子ども読書県しまね」

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの

(子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条より)



本に親しみ本から学び より豊かに生きる力を育てる



基本目標

- I 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る**
 1. 家庭における子どもの読書活動の推進
 2. 地域における子どもの読書活動の推進
 3. 学校等における子どもの読書活動の推進
- II 子どもの読書を支える人を育てる**
 1. 図書館への人材配置の推進
 2. 人材育成・研修
- III あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える**
 1. 一人一人の読書を支える環境の整備
 2. ネットワークの構築
 3. 啓発・広報

Ⅱ 第2次「島根県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

1. 成果と課題

〈家庭における子どもの読書活動の推進〉

(1) 親子読書の普及・啓発

- ① 子どもが読書習慣を身につけるためには、学校教育だけではなく、未就学児とその親世代に向けた取組が必要です。家庭での読み聞かせや親子読書の大切さについて保護者の理解を促すために、県立図書館の読書普及指導員を市町村へ派遣し、保護者への働きかけを進めてきました。また、学校教育における読書活動が進んだことで、家庭における読書活動の大切さも再認識されてきています。今後は、保育所や幼稚園の保護者会などを通じて「親子読書」の重要性をさらに啓発していくことが必要です。
- ② 父親が絵本の読み聞かせを通して子育てに参画し、子どもと一緒に読書を楽しむ「読みメン」プロジェクトを推進しています。読み聞かせの記録をつける「読みメンてちょう」を作成したり、読み聞かせの体験・啓発イベントを実施したりしてきました。今後は、祖父母や兄弟姉妹などに向けた普及・啓発にも取り組んでいく必要があります。

(2) 家庭における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

読み聞かせに適している絵本を「しまね子育て絵本」としてリストを作成し、幼稚園・保育所等に配布しました。また、気に入った絵本を子どもが家に持ち帰ることができるように、「しまね子育て絵本」約1,000冊を各市町村へ寄託し、幼稚園、保育所、公民館、児童館等で巡回利用ができる仕組みを作りました。今後は利用方法等を広く広報し、家庭での活用を促進していく必要があります。

〈地域における子どもの読書活動の推進〉

(1) 地域における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

- ① 図書館は、子どもが学校外で読書の楽しさにふれることのできる身近な場所であり、図書館資料や職員等の整備充実が不可欠です。本県における市町村立図書館の設置状況（平成26年3月現在）は、15市町36館です。3町1村は図書館未設置のために公民館図書室等が地域の中心的な読書施設となっています。
- ② 市町村立図書館における司書配置状況は、36館中32館となっています。
- ③ 公民館や児童館等で、読書ボランティアが、絵本の読み聞かせやおはなし会などを継続して実施していますが、蔵書の充実が求められています。「しまね子育て絵本」の公民館、児童館等での活用について、より啓発・広報に努め、利用促進を図っていく必要があります。
- ④ 子どもたちの放課後や休日の居場所である放課後子ども教室、放課後児童クラブ、児童館、公民館等においては、蔵書や環境整備への取組、読書ボランティア等との活動の連携が求められています。
- ⑤ 親子読書の楽しさや、乳幼児期の読み聞かせの重要性について普及・啓発するために、「親子読書アドバイザー」を県内各地に養成し、活動しています。今後は、読書ボランティアとの連携や幼稚園・保育所等への周知が必要です。

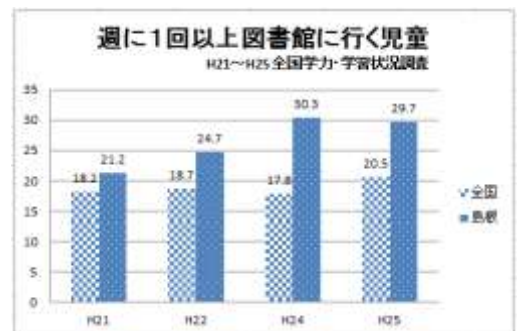
(2) 県立図書館における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

- ① 県立図書館は、県内の子ども読書センター機能を果たすため、評価の高い児童書やヤングアダルト資料等子ども読書に関する資料を収集し、個人貸出及び団体貸出をしています。
- ② 平成22年度から「調べ学習用図書」「しまね子育て絵本」を整備し、市町村へ寄託しました。今後は活用を促進していく必要があります。
- ③ 平成24年度からバリアフリー資料や外国語絵本の充実にとりかかりました。今後は、特別支援学校やライトハウスライブラリー、読書ボランティア等関係機関と連携・協力し、資料の収集提供や読み聞かせなどの推進を図る必要があります。
- ④ 高等学校、特別支援学校、大学等への資料貸出は、貸出件数が増加しています。今後は、授業利用に対応できる方法等を検討する必要があります。
- ⑤ 公共図書館職員を対象に、初任者研修、専門研修等を実施しました。また、小・中学校の学校司書等に対しても計画的に研修を実施しています。今後は、体系的な研修体制を構築し、図書館の専門的なサービスを支える司書職員の資質向上を図る必要があります。

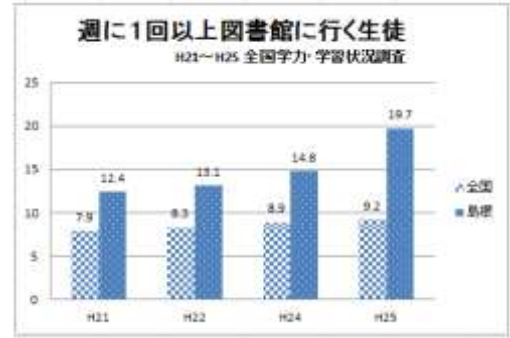
〈学校等における子どもの読書活動の推進〉

(1) 学校等における読書指導の充実

- ① 幼稚園や保育所等においても広く読み聞かせが行われるようになってきています。絵本や物語を身近なものと感じられる、親しみやすい雰囲気のある絵本コーナーの設置や充実が必要です。
- ② 多くの学校が始業前の全校一斉読書活動に取り組んでいます。また、司書教諭や学校司書等を中心とし、保護者やボランティアの協力も得ながら読み聞かせの活動が浸透してきています。
- ③ 特に小学校では読み聞かせに加え、おすすめの本の紹介やブックトーク、ストーリーテリングといった活動に半数以上が取り組んでいます。今後は学校や地域による取組差を減らす研修の充実や情報交換の場の提供が必要です。
- ④ 特別支援学校の図書館に環境整備員を配置したことにより、「読書センター」としての基礎的な環境が整備され、来館する子どもが増え、貸出冊数も増加しました。今後は、図書館としての機能が充実するよう、学校図書館の担当者を対象に、専門性を高めるための研修の継続が必要です。さらに、「学習センター」・「情報センター」としての機能が果たせるよう、学習支援の機能を強化、障がい特性・発達段階に配慮した機能の充実も必要です。
- ⑤ 子どもの状況が多様化しており、点字本や大型絵本、布の絵本、パネルシアター、紙芝居、マルチメディアダイジー図書等、実態や幅広い年齢及び発達段階に応じた図書を整備することが求められています。今後は、地域の障がいのある子どもたちの図書館活用の在り方等について、小・中学校の特別支援学級等へ情報発信していくことも必要です。
- ⑥ 「人のいる図書館」が実現したことにより学校図書館の整備が大きく進み、児童生徒にとって居心地のよい図書館となっています。これは来館する児童生



徒数の増加につながり、「週1回以上図書館に行く児童生徒の割合」は平成25年度調査で全国値に比べて小学校で9.2ポイント、中学校で10.5ポイント高くなっています。（「全国学力・学習状況調査」より）。また「1ヶ月に読む本の冊数」についても、平成21年と平成24年調査を比べると、「全く読まない」「1～2冊」の回答が減っています。



- ⑦調べ学習においては、「情報をカードや付せんに書き構成を考えて資料にまとめる学習」や「情報からキーワードを見つけて要約し資料にまとめる学習」を実施する小学校が大きく増加しており、学校図書館活用教育研修用DVDの配布及び司書教諭研修の効果と考えられます。しかし、学校や地域によって取組には差がみられます。

取り組んだスキル学習		H22年	H25年
図書資料等から探した情報を書き写し、資料にまとめる学習	小	90.0%	96.0%
	中	76.0%	82.8%
探した情報をカードや付せんに書き構成を考えて資料にまとめる学習	小	44.4%	70.1%
	中	24.0%	47.5%
探した情報からキーワードなどを見つけて要約し、資料をまとめる学習	小	43.5%	71.0%
	中	29.0%	48.5%

（「子ども読書活動推進事業についてのアンケート」より）

(2) 学校等における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

- ①学校における学校司書等の配置率が100%となり、全ての学校で「人のいる図書館」が実現しました。このことにより、学校図書館に温かみが生まれ、配架の工夫、展示の充実などによる整備も進み、児童生徒にとって居心地のよい場所になりました。この結果、小中学校における「週1回以上図書館に行く児童生徒」の割合は全国値を大きく上回っています。
- ②「人のいる図書館」が実現したことで、多くの学校で図書館の整備が進められています。整備の過程で、情報が古くなった資料等を廃棄したことから、平成21年度末段階で図書標準を達成している学校の割合が一旦低下しましたが、その後図書標準の達成状況は上向いてきています。しかし、図書標準を達成している割合は小学校26.9%、中学校14.1%であり図書資料は不足しています。
- ③調べ学習用の図書約2,000冊をパッケージにして各市町村に寄託し、図書一覧リストを「子ども読書県しまね」ホームページ上にアップして検索ができるようにしたことで、各学校で調べ学習での図書活用が広がっています。
- ④司書教諭講習の修了者を増やすために講習受講にかかる授業料や旅費の補助を進め、司書教諭の発令率は平成20年度の25%から平成24年度は70%となり、学校図書館法により必置となっている学校に加えて11学級以下の学校でも発令が進んでいます。
- ⑤司書教諭と学校司書の専門性を高め、支援するための研修をすることにより、各学校での学校図書館活用教育は徐々に広がりを見せていますが、学校間で差がみられます。

〈図書館間協力等の推進〉

(1) 公立図書館と学校図書館の連携

調べ学習用図書が各市町村立図書館に寄託されたことで、公立図書館と学校図書館の連携が進んできました。引き続き、公立図書館と学校図書館の連携を強化するよう働きかける必要

があります。

(2) 図書館等の連携・強化

横断検索システム、物流システムの改善により、学校への貸出冊数が増加するとともに、公立図書館間の相互貸借も増加しています。今後、公立図書館と学校図書館などがさらに連携・協力し、県内の図書館ネットワークをより強固にしていくことが必要です。

〈読書活動推進体制の整備〉

(1) 県における推進体制の整備

県教育委員会、公立図書館、読書ボランティア等からなる「島根県子ども読書活動推進会議」を設置し、「島根県子ども読書活動推進計画」の策定や進行管理、県内の子ども読書活動推進のための取組について協議しています。引き続き関係団体が互いに連携・協力し「子ども読書県しまね」にむけた気運の醸成を図る必要があります。

(2) 市町村との連携の強化

「調べ学習用図書」や「しまね子育て絵本」を市町村へ寄託したことで、市町村との連携が促進されています。一方、市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定は31.6%にとどまっており、この5年間で大きくは進んでいないのが現状です。「市町村推進計画」策定を積極的に働きかけていく必要があります。

(3) 民間団体との協力

- ①各地域で親子読書アドバイザーを養成するとともに、読書ボランティアの養成、スキルアップを図る研修を実施してきました。
- ②今後、親子読書アドバイザー等ボランティアが活躍する場を、県内に広げていく必要があります。また、ライトハウスライブラリーなど関係機関や書店組合、新聞社、NPO法人等との連携、協力を図っていく必要があります。

〈啓発・広報〉

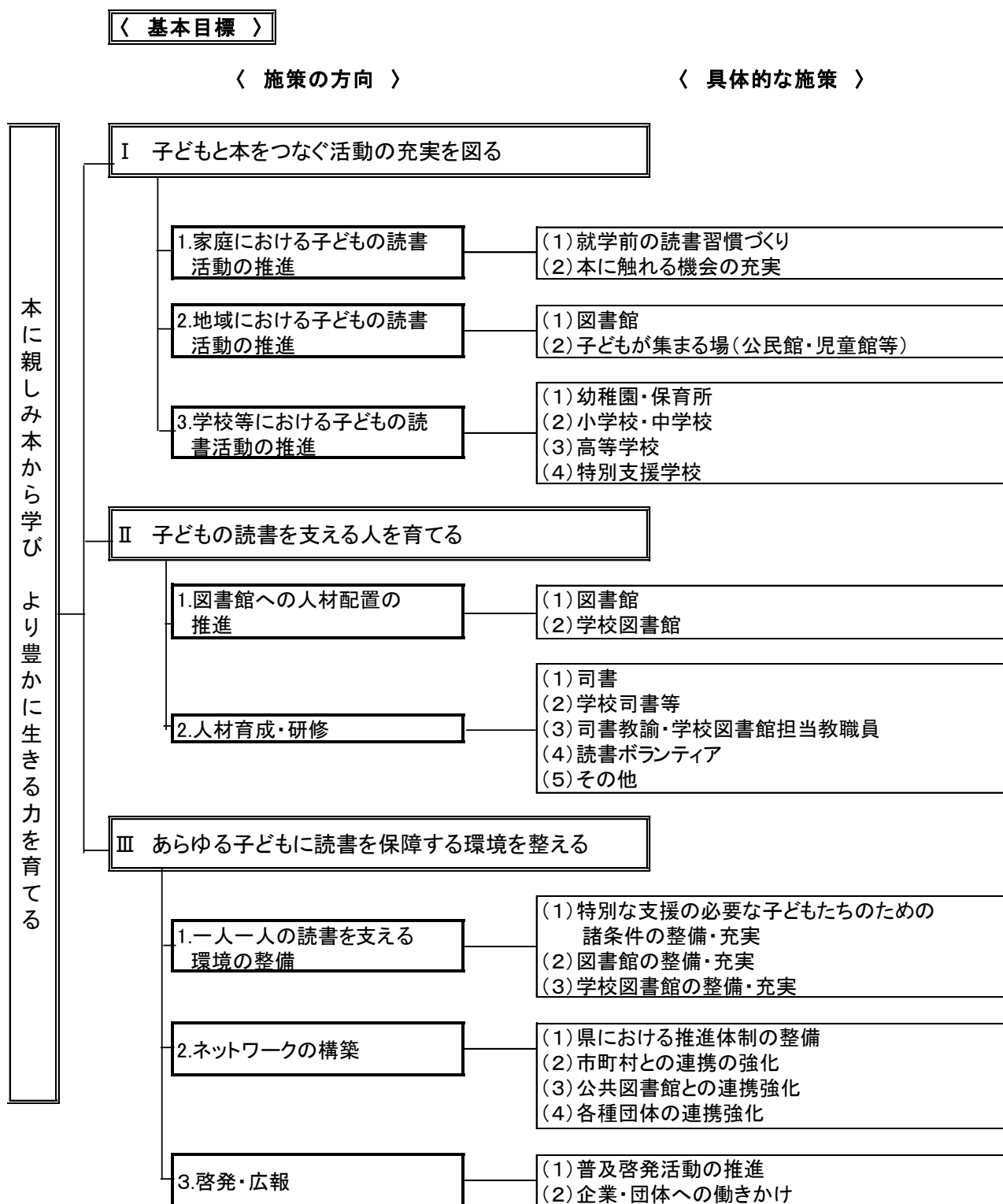
- ①全ての市町村で、「子ども読書の日」に合わせたおはなし会や親子読書のつどい等が実施されるようになりました。今後はマスコミ等とも協力し、この取組をより広く県内に広報していく必要があります。
- ②平成21年度に「子ども読書県しまね」のホームページを開設し、子ども読書関係の情報を集約、発信しています。また、県立図書館メールマガジンや県図書館協会メーリングリストなどを活用し、情報を発信してきました。
- ③2次計画期間の5年間で、図書館5館、5団体（個人含む）、13校が文部科学大臣表彰優秀実践表彰を受けました。今後は、この優れた実践を県内に広く普及していく必要があります。
- ④「しまね子ども読書フェスティバル」を公募により開催してきたことで、子ども読書活動への理解と取組が県内各地に広がってきました。今後も活動を推進する読書ボランティア団体、学校図書館等と連携し、さらなる子ども読書活動の広報・啓発に努めます。

2. 第2次「高根県子ども読書活動推進計画」に掲げた数値目標の進捗状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (目標)	出典	備考
1日に30分以上読書をする子どもの割合	小6 32.0% 中3 27.5%	小6 31.2% 中3 26.1%	小 32.0% 中 27.4%			小6 70% 中3 60%	義務教育課調査	全国学力・学習状況調査 H21年度から回答形式変更
平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合			小 17.9% 中 30.8%	震災のため全国学力・学習状況調査が行われず 数値なし	小 18.4% 中 32.7%	小10% 中20%	義務教育課調査	
ブックスタートの実施県内市町村数	12	13	14	13	13	21	県立図書館調査	安来 雲南 出雲 大田 江津 浜田 益田 奥出雲 川本 邑 南 吉賀 隠岐の島 海士
県内市町村立図書館等の児童図書 平均購入冊数(分館、公民館図書室 含む) ※1館当たり平均購入冊数	777冊	675冊	715冊	838冊	676冊	800冊	県立図書館調査	
県立図書館が主催する研修への読書 ポランティアの参加人数	326人	360人	394人	291人	386人	延べ300人以上	県立図書館調査	
県立図書館子ども室・ジュニアコーナー の蔵書冊数	61,764冊	64,766冊	68,429冊	70,469冊	74,756冊	70,000冊	県立図書館調査	
県立図書館における児童図書の団体 への貸出冊数	86,204冊	87,431冊	89,526冊	83,620冊	85,088冊	100,000冊	県立図書館調査	
全校一斉の読書活動を始業前に取り 組んでいる学校の割合	小学校 98.0% 中学校 87.3%	小 98.8% 中 94.4%	小 98.7% 中 97.0%	23年度調査なし	小 95.0% 中 96.9%	小学校 100% 中学校 100%	義務教育課調査	文科省学校図書館の現状に関する調査
司書教諭配置率	24.8%	44.3%	60.0%	66.2%	71.40%	100%	義務教育課調査	
学校図書館を活用した授業を計画的 に行っている学校の割合	小学校 46.8% 中学校 28.3%	小 22.9% 中 9.3%	小 22.0% 中 3.7%			小学校 70% 中学校 50%	義務教育課調査	全国学力・学習状況調査 H21年度から回答形式変更
学校図書館を活用した授業を学期に 数回以上行った学校の割合			小 72.7% 中 33.5%	震災のため全国学力・学習状況調査が行われず 数値なし	小 70.3% 中 50.5%	小85% 中50%	義務教育課調査	
学校図書館図書標準を達成している 学校の割合	小学校 20% 中学校 24%	小 24.1% 中 19.4%	小 15.8% 中 14%	23年度調査なし	小 26.9% 中 14.1%	小学校 50% 中学校 50%	義務教育課調査	文科省学校図書館の現状に関する調査
市町村子ども読書活動推進計画の策 定率	14.3%	28.6%	28.6%	36.8%	42%	50%	社会教育課調査	松江市、出雲市、浜田市、大田市、川 本町、邑南町、益田市、隠岐の島町(8)
「子ども読書の日」(4月23日)に関連し て読書啓発活動に取り組んだ市町村 数の割合	67%	71%	71%	89%	100%	100%	社会教育課調査	

第2章 施策の方向と具体的な施策

【計画の体系図】



I 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの生活の基本の場である家庭における読書活動は、家族のふれあいの機会となり、親子の絆を深めることにつながります。家庭において読み聞かせをし、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど子どもが読書に親しむきっかけを作ることが大切です。そのふれあいの中で子どもが本と出会い、読書に親しむきっかけづくりが進むよう、最も身近な存在である保護者に対して子ども読書活動の理解の促進を図ります。

また、発達の段階に応じた絵本選びや、子どもの興味、関心にあった読書活動ができるよう、保護者に対する情報の提供に努めます。

(1) 就学前の読書習慣づくり

①保護者に対して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣づけることの重要性について理解を促します。

ア. ブックスタート事業、ノーテレビ・ノーゲームの活動等と連携した読書活動の推進

イ. 読み聞かせに取り組む男性に「読みメン」としてスポットを当て、絵本を通した子育てへの参画を推進

②保育所、幼稚園等や公民館など関係機関と連携し、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く普及を図ります。

ア. 読書普及指導員や親子読書アドバイザーを活用し、親子読書の大切さを普及啓発

イ. 「しまね家庭の日」と連携し、家庭での読み聞かせの推進

ウ. 読書ボランティアと連携したイベント・広報の充実

③企業と連携し、家庭で読書に親しむことが家族のふれあいを深め、子どもの心を育むことへの理解を深めるため、職場における家庭教育に関する講座の開催を促します。

(2) 本に触れる機会の充実

①家庭に本を持ち帰ることができるよう、保育所、幼稚園等や公民館など親子が集まる機会の多い場所に、本の整備を促します。

ア. 「しまね子育て絵本」の活用を推進

イ. 県立図書館の団体貸出利用の促進

②子どもの発達段階に応じた絵本選びができるよう、お勧めしたい絵本のリスト等の作成や情報提供に努めます。

ア. 「おすすめしたいこどものほん」リストの作成・更新

イ. 「しまね子育て絵本」等のテーマ絵本リストの作成、活用促進

【数値目標】

・読書普及指導員及び親子読書アドバイザーの派遣回数

平成 25 年度：年間 113 回 ⇒ 平成 30 年度：年間 120 回

2. 地域における子どもの読書活動の推進

子どもが本と出会い、読書の楽しみを知るためには、地域の中で気軽に本に親しむことのできる、公共図書館や公民館等が重要な役割を果たしています。また、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが、子どもと本をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける上での大きな影響を与えます。

地域において、子どもがより多く本に出会い、読書の楽しみを知ることができる取組を支援するとともに、読書に関わる読書ボランティアや民間団体、関係機関・施設が楽しみながら連携・協力し、子どもの読書活動が円滑に行われるよう、情報提供に努めます。

(1) 図書館

- ① 県立図書館は、図書館が所蔵する児童・青少年図書及び乳幼児向けの図書に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供します。
- ② 県立図書館は、親子で絵本を読む会や、講演会・展示会などの充実及び広報に努めます。
 - ア. 父親を中心とした男性の読み聞かせ等読書活動への参画を推進する、読みメンプロジェクトの広報
 - イ. 読書ボランティア、企業などと連携し、本に親しむ機会の提供
- ③ 県立図書館は、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供を進めます。
- ④ 県立図書館は、地域の実態に合わせた活動機会の提供と子ども読書活動の普及・啓発のために、市町村の図書館と連携して「しまね子ども読書フェスティバル」の開催を促進します。
- ⑤ 県立図書館は、市町村の公共図書館に対し、児童生徒にとって身近な場である学校図書館と連携協力することを促します。
 - ア. 職場体験の受け入れや保育実習における協力・支援
 - イ. 資料支援やレファレンスサービスの充実

(2) 子どもが集まる場（公民館・児童館等）

- ① 市町村に対して、公民館や児童館、子育て支援センター、放課後子ども教室・放課後児童クラブ等における読書活動の充実を促します。
 - ア. 地域のボランティアと連携した読み聞かせ等、子どもが本と出会う機会の充実を支援
 - イ. しまね子育て絵本の利用を促進
 - ウ. 公民館や地域のボランティア等に対し、研修を通して読書の重要性について啓発
- ② 青少年教育施設においては、子どもの体験活動と図書資料や読書を結び、より充実した体験へとつなげるよう、読書活動の機会の充実に努めます。

【数値目標】

- ・市町村立図書館等の児童図書の平均購入冊数
平成 25 年度： 676 冊 ⇒ 平成 30 年度：800 冊
- ・県立図書館から市町村立図書館及び学校図書館への児童書貸出冊数
平成 25 年度：3,739 冊 ⇒ 平成 30 年度：年間 5,000 冊

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等（幼稚園・保育所・認定こども園を含む）は、子どもが読書を楽しむ習慣を身につける上で、大きな役割を果たします。

幼稚園・保育所等では、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促すとともに、絵本や物語に親しむ機会を確保できるように努めます。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領では、児童生徒の思考力、判断力、表現力を育む手立てとして、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。このことを踏まえ、学校全体で読書活動を推進し、読書の質を高めるとともに、児童生徒の主体的な学習活動に寄与する学校図書館づくりに努めます。

（1）幼稚園・保育所等

①乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促します。

ア．職員やボランティア等による絵本の読み聞かせの継続と充実

イ．家庭での読み聞かせ等、保護者が読書の重要性を理解できるよう啓発・促進

ウ．異年齢交流において、小学生、中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、多様な絵本や物語に触れる機会の促進

②幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保できるように、身近で親しみやすい絵本コーナーの設置や充実に努めるとともに、保護者やボランティア等と連携・協力して、図書の整備を図るよう促します。

（2）小学校・中学校

①児童生徒が自由に読書を楽しむとともに、読書の幅を広げ読書の質が向上するように、学校全体で児童生徒の読書活動を推進していく読書センターとしての学校図書館の機能を整備し、適切な支援を行います。

ア．全校一斉の読書活動の継続・充実

イ．読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング等、多様な読書活動の実施

ウ．推薦図書コーナーの設置や児童生徒相互の図書紹介、上学年から下学年への読み聞かせ等、様々な分野の図書に触れる機会の充実

エ．様々な興味、関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備し、充実するよう啓発・促進

②言語活動の充実を図るため、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、児童生徒の主体的

な学習活動を支援する学習センター・情報センターとしての機能を充実し、言語に関する能力の育成を図ります。

ア. 各教科等の学習を通じ、学校図書館を活用した記録、説明、批評等の言語活動の充実

イ. 学校図書館の活用を学校全体で共有し、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けるよう啓発・促進

ウ. 教職員を対象とした研修会の促進

(3) 高等学校

①生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるために、読書の機会の拡充や図書紹介に努めます。

ア. 朝読書等による読書習慣の定着

イ. 生徒図書委員会や教職員による図書の紹介

ウ. 読書会、ビブリオバトル等による読書経験の共有

②各教科等において学校図書館の機能を生かした言語活動を展開し、生徒の言語能力や、課題を解決するために情報を活用する能力の育成を図ります。

ア. レポート作成やプレゼンテーション等、学校図書館を活用した言語活動の充実

イ. 学校図書館活用を、各教科の指導計画へ位置付けるように啓発・促進

ウ. 教職員を対象とした研修会の促進

(4) 特別支援学校

①幼児児童生徒の発達や障がいの状況に応じた読書活動を推進する、読書センターとしての学校図書館の機能を整備し、すべての幼児児童生徒が読書を楽しむことができるように適切な支援を行います。

ア. 図書や書架の配置や照明等の環境整備の充実

イ. 読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、マルチメディアデイジー図書の体験等、多様な読書活動の実施

ウ. 点字本や大型絵本、布絵本、紙芝居、パネルシアター、マルチメディアデイジー図書等のバリアフリー図書の整備の推進

②学校図書館の活用を推進し、幼児児童生徒の主体的な学習活動を支援する学習センター・情報センターとしての機能を高めていきます。

ア. 学校図書館活用の理解を高め、一人一人の発達や障がいの状況に応じて行われる読書活動を各教科等の指導計画に位置付けるよう啓発・促進

イ. 学校図書館の活用が高まるよう、図書館便り等の情報発信や学校司書等と教職員の連携の充実

ウ. 教職員を対象とした研修会の促進

【数値目標】

- 学校図書館を活用した授業を学期に数回以上行った学校の割合
平成 25 年度：小学校 77% ⇒ 平成 30 年度：小学校 85%
中学校 59% ⇒ 平成 30 年度：中学校 65%
(平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」)
- 平日に家や図書館で 30 分以上読書をする児童生徒の割合
平成 25 年度：小学校 32% ⇒ 平成 30 年度：小学校 45%
中学校 28% ⇒ 平成 30 年度：中学校 35%

Ⅱ 子どもの読書を支える人を育てる

1. 図書館への人材配置の推進

司書・学校司書等専門職員は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書活動に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。このため、公共図書館には司書及び司書補を配置することが重要です。

学校図書館においても、児童生徒を読書に誘うとともに、活力あるものにするためには、「人のいる図書館」であることが重要です。学校図書館の運営・活用の中心を担う司書教諭、本の世界の案内役となる専門的な知識・技能をもった学校司書等がいることで、学校図書館はいつもの機能を発揮することができます。

今後も司書・学校司書等専門職員の積極的な配置に努めます。

(1) 図書館

- ① 県立図書館は、子ども読書活動推進における重要な役割を担う司書の適正な配置に努めます。
- ② 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示172号)の基づき、市町村図書館に専門的なサービスを実施するために必要な司書及び司書補の積極的な配置を促します。

(2) 学校図書館

- ① 小学校・中学校へ学校司書等の配置や司書教諭資格取得を促し、学校図書館への人材配置により「学びを支え、心をはぐくむ図書館」の確立を目指します。
 - ア. 学校司書等の配置の促進
 - イ. 司書教諭資格取得の促進
 - ウ. 12学級未満の学校における司書教諭発令の促進
- ② すべての県立学校に学校司書等を配置し、学校図書館の環境整備並びに読書活動及び学習活動の支援に努めます。
- ③ 県立学校においても、司書教諭資格取得者を増やすとともに、校内で司書教諭が機能できるような体制づくりに努めます。

【数値目標】

・ 司書教諭発令率

平成25年度：小学校	68.2%	⇒	平成30年度：75%
中学校	72.7%	⇒	平成30年度：75%
高等学校	59%	⇒	平成30年度：70%

・ 学校司書等配置率

平成25年度：100% ⇒ 平成30年度：100%

2. 人材育成・研修

司書や学校司書等専門職員は、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識や子どもの読書指導に関する知識・技術等を身につけ、十分な経験と研修を積み重ねることが求められています。また、子どもだけでなく、教職員、保護者、ボランティアなどから寄せられる多様な読書相談に応じることが求められています。

さらに、学校図書館は、子どもたちの主体的な学習活動を支援し、情報を活用する力を育成する役割も担っています。このため、司書教諭をはじめとする教員、学校司書等を対象に学校図書館活用教育を進めるための学ぶ機会を充実します。

また、地域においては、図書館や学校、幼稚園・保育所等で読み聞かせなどの活動を行う読書ボランティアが、子どもたちの読書環境を守る大きな役割を果たしています。今後とも子ども読書活動への理解・支援を広げるとともに、継続的な人材の育成と研修を行います。

(1) 司書

- ① 県立図書館は、子ども読書推進に必要な資質・能力の向上を図るため、積極的に研修を受講し、研鑽に努めます。
- ② 市町村の司書等専門職員に対して、初任者研修及び専門研修の開催等資質向上を促進します。
- ③ 県立図書館の司書は、市町村の図書館や学校の研修を支援します。

(2) 学校司書等

学校司書等の研修については、公共図書館・市町村と連携して計画的に実施し、専門的技術の向上や情報交換を図ります。

- ア. 図書館に関する基礎研修の実施
- イ. 学校図書館に関する基礎研修の実施
- ウ. 校種に応じた専門的な研修の実施

(3) 司書教諭・学校図書館担当教員

教員のスキルを高め学校図書館活用教育の充実を図るため、司書教諭・学校図書館担当教員の研修を計画的に実施します。

(4) 読書ボランティア

- ① 親子読書を推奨するため、親子読書アドバイザーを養成し、資質向上を図ります。
- ② ボランティアグループの活動状況を調査・把握し、ネットワーク化を図るとともに、活動機会や研修機会の提供に努めます。
- ③ 子どもの読書活動を推進する読書ボランティアを発掘し、活動を活性化するための研修を実施します。

(5) その他

- ① 公共図書館・各学校の実情にあった研修を実施するよう、市町村教育委員会に促します。

【数値目標】

- ・ 県立図書館が主催または共催する研修への読書ボランティアの参加人数
平成 25 年度：459 人 ⇒ 平成 30 年度：延べ 300 人以上
(内親子読書アドバイザー関連 168 人)

Ⅲ あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える

1. 一人一人の読書を支える環境の整備

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要です。すべての子どもが本と出会い、読書の楽しさをとおして発達段階に応じた読書活動ができる力、ことばの力を育てるために、地域・学校それぞれの場における本の整備に努めます。

また、すべての子どもが本と出会う機会が等しく得られるよう、特別な支援の必要な子どもたちにも利用しやすいバリアフリー図書等、子どもたち一人一人の状況に応じた選書や環境の工夫に努めるとともに、様々な機会をとらえたバリアフリー図書の理解と活用を推進します。

(1) 特別な支援の必要な子どものための諸条件の整備・充実

- ①障がいのある子どもや日本語支援を必要とする子ども等、特別な支援の必要な子どもたちが本と出会う場や機会の充実を図るとともに、利用しやすい施設・設備の整備に努めます。
 - ア. 県立図書館へ団体貸出用の子ども向けバリアフリー図書を整備
 - イ. 読書フェスティバル等における住民への普及・啓発
- ②公共図書館や学校図書館では、特別な支援の必要な子どもたちの状態に応じたバリアフリー図書の情報を提供し活用を促します。
 - ア. 読書ボランティアと連携し、読み聞かせ等の活動の促進
 - イ. 読書ボランティアへのバリアフリー図書活用研修の実施
 - ウ. 子ども用バリアフリー図書利用の普及・啓発

(2) 図書館の整備・充実

- ①県立図書館は、県内の子ども読書センター機能を果たすため、子どもの読書活動に必要な資料及び情報が提供できる総合的な環境づくりに、継続して努めます。
 - ア. 児童書やヤングアダルト資料、子どもの読書に関する研究書の収集
 - イ. バリアフリー図書の積極的な収集・提供
 - ウ. 外国語資料の収集・提供、外国語による利用案内
 - エ. 子どもの利用のためのスペースの確保・充実
- ②市町村の図書館等の資料整備、児童サービスが充実するよう支援に努めます。
 - ア. 一定量の図書を貸し出しする一括貸出による資料支援の促進
 - イ. 団体貸出用バリアフリー図書を整備し、活用を促進
- ③公立図書館が未設置の市町村に対しては、図書館設置・振興の気運を醸成し、子ども読書環境の整備が促進するよう促します。

(3) 学校図書館の整備・充実

- ①児童生徒の読書の幅を広げ、各教科等において学校図書館の活用を拡大するために、様々な興味・関心や専門分野、進路目的に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていきます。

- ア. 市町村に対して学校図書館図書標準の達成に向けた学校図書館資料の計画的な整備の促進
- イ. 新聞を活用した学習を行うための環境整備と新聞配備の充実促進
- ウ. 学校司書等や学校図書選定委員会を中心に、各校の教育活動や生徒の実態に合わせて適切な選書と図書の購入

②各学校における多様な読書活動を促す施設整備を支援し、学校図書館の情報化を推進して、児童生徒の調べ学習などの活動がより展開できるように整備・充実させていきます。

- ア. 学校図書館整備DVD「学校図書館大改造」を活用した施設整備の啓発・支援
- イ. 様々な情報資源にアクセスできる環境の整備や、学校図書館のインターネット接続環境の整備を促進
- ウ. 公立図書館も含めた図書館同士のネットワークの構築

③特別支援学校では、幼児児童生徒の障がいや発達段階に応じた図書の充実や図書を手に取りやすい環境整備に努めます。

- ア. 各特別支援学校の実態に合わせて、点字本や大型絵本、布絵本、紙芝居、パネルシアター、デージー図書等のバリアフリー図書の整備
- イ. 各特別支援学校の実態に合わせたバリアフリー図書の活用の充実

【数値目標】

- ・学校図書館図書標準を達成している学校の割合
 平成 25 年度：小学校 26.9%
 中学校 14.1% ⇒ 平成 30 年度：50%
- ・県立図書館子ども用バリアフリー図書貸出団体延べ数
 平成 25 年度： 0 団体 ⇒ 平成 30 年度： 90 団体

2. ネットワークの構築

子どもの読書活動の推進を図るため、県や市町村がそれぞれの役割を果たすとともに、関係団体が情報を共有し、互いに連携協力していく体制を強化します。中でも、公共図書館同士のネットワークや高等学校や特別支援学校の図書館とのネットワークを有効に活用し、地域の子ども読書活動の支援・充実に努めます。

また、図書館関係者にとどまらず、子どもの読書活動に関わる方々の緩やかなネットワークの構築に努め、子ども読書活動推進のための交流や情報交換を促します。

(1) 県における推進体制の整備

- ①学校、図書館、民間団体、教育委員会等の関係者からなる「島根県子ども読書活動推進会議」を開催し、「島根県子ども読書活動推進計画」の進行管理、県内の子ども読書活動推進のための取組について協議し、施策の効果的な推進が図られるよう努めます。

②「島根県子ども読書活動推進会議」で協議された内容や県での取組みの状況をHP等で公表し、関係機関との連携・協力を推進するよう努めます。

(2) 市町村との連携の強化

「島根県子ども読書活動推進計画」を市町村に説明し、市町村での策定を働きかけます。また、計画に基づく推進施策に取り組むよう促します。

(3) 公共図書館の連携強化

①県立図書館は団体貸出用の図書を充実し、一括貸出や団体貸出による市町村図書館等への資料、整備の支援を行います。

②公共図書館は、学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出や相互貸借を行うとともに、学習支援のためのレファレンスサービスを行うなど積極的な交流に努めます。

③子どもの読書活動をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書館等とも連携・協力し、相互貸借や事業の共同開催を行うよう努めます。

④県図書館協会を通じて、館種を越えた図書館職員の交流活発化を図ります。

(4) 各種団体の連携強化

①しまね子どもの読書等推進の会・全体交流の集いを開催し、県内の読書ボランティアの交流、ネットワーク化を図ります。

②島根県立大学が推進する子どもの読書支援と連携し、公共図書館、学校図書館、読書ボランティア等との協力関係を推進します。

③市町村や読書ボランティア、企業などと協力し、親子で本と親しむ各種事業や広報活動に取り組み、協働によって読書活動の推進に努めます。

【数値目標】

・市町村子ども読書活動推進計画の策定率（期限切れを含まない）
平成25年度：32% ⇒ 平成30年度：70%

3. 啓発・広報

島根県は「子ども読書しまね」をかかげ、すべての子どもがあらゆる機会と場所において読書活動ができる、気運の醸成に努めます。

各市町村と連携し、家庭、地域、学校、図書館、団体等で行われている取り組みを広報し、多くの子どもたちに豊かな読書活動を提供できるよう、普及啓発活動の充実に努めます。

(1) 普及啓発活動の推進

①国の広報活動と連携して「子ども読書の日」（4月23日）の趣旨にふさわしい取り組みを県内各

地で実施されるよう支援するとともに、「文字・活字文化の日」（10月27日）においても趣旨にふさわしい事業に取り組み、子ども読書活動の推進に向けた気運を高め、啓発につとめます。

②ホームページや広報誌を活用し、学校・家庭・地域における子ども読書活動の推進に関する各種情報の収集・提供に努めます。

③国における「子ども読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）」の文部科学大臣表彰制度を活用し、優秀実践校、図書館、団体（個人）を推薦し、優れた取組を奨励します。

（2）企業・団体への働きかけ

①子育て支援に取り組む企業や民間団体の活動の中に、読書活動を取り入れるよう啓発を進めていきます。

②企業やPTA、子供会等の民間団体などと協力し、読書活動の意義や重要性について普及啓発を進めます。

【数値目標】

・「子ども読書の日」に関連して、読書啓発活動に取り組んだ公共図書館数の割合
平成25年度：公共図書館 75% ⇒ 平成30年度：100%

第3次計画 数値目標

数値目標の項目	平成25年度	平成30年度 (目標)
読書普及指導員及び親子読書アドバイザーの派遣回数	113回	120回
県内市町村立図書館等の児童図書の平均購入冊数	676冊	800冊
県立図書館から市町村立図書館及び学校図書館への児童書貸出冊数	3,739冊	年間 5,000冊
学校図書館を活用した授業を学期に数回以上行った学校の割合	小 77% 中 59% (平成25年度「全国学力・学習状況調査」)	小 85% 中 65%
平日に家や図書館で30分以上読書をする児童生徒の割合	小 32% 中 28%	小 45% 中 35%
司書教諭 発令率	小 68.2% 中 72.7% 高 59%	小 75% 中 75% 高 70%
学校司書等配置率	100%	100%
県立図書館が主催または共催する研修への読書ボランティアの参加人数	459人 (内親子読書アドバイザー関連168人)	延べ 300人以上
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小26.9% 中14.1%	50%
県立図書館子ども用バリアフリー図書貸し出し団体延べ数	—	90団体
市町村子ども読書活動推進計画の策定率 (期限切れを含まない)	32%	70%
「子ども読書の日」に関連して、読書啓発活動に取り組んだ公共図書館数の割合	公図 75%	公図 100%

用語解説

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

○子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に閣議決定された国の基本計画。平成20年3月に第2次計画が、平成25年5月に第3次計画が閣議決定された。

○学校図書館活用教育

「豊かな人間性」や「情報活用能力」を育成し、「生きる力」を培うことを目標に、学校のカリキュラムに学校図書館の活用を統合した形で取り入れて進めていく教育。はっきりとした定義はなされていないが、山形県の朝暘第一小学校などの先進的な取り組みが注目を集めるとともに、全国的な広がりを見せた。

○図書館法

社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする法律。平成20年6月11日に改正。

○図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）を改正し、平成24年12月19日から施行。主な改正内容は、1. 図書館法の改正を踏まえた規定の整備 2. 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備 3. 図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備。

○国民読書年

平成20年6月、衆参両院は本会議で、2010年を「国民読書年」と定める決議を全会一致で採択した。決議は「文字・活字を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務」と明記した。また、「我が国でも『活字離れ』と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない」と指摘。この現状を受け止め、05年の「文字・活字文化振興法」制定から5年にあたる10年を「国民読書年」と定めることとし、「政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねる」とした。

○しまね教育ビジョン21

改正教育基本法の第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画に位置付けるものとして、平成16年3月に平成25年度までの10年間を計画期間とし策定。平成26年に「第2期しまね教育ビジョン21」として新たに策定。本県教育を取り巻く今日的な課題に対応した、今後の本県教育の基本理念や施策の方向性を明らかにしたものの。

○司書・司書等専門職員

「図書館法」第4条で規定された「図書館に置かれる専門的職員を司書とする」と規定されている。公共図書館に置かれる、司書資格を取得した専門的職員をさす。

○学校司書等

学校図書館の仕事に携わる専門的事務職員の総称。法的な根拠はなく、文部科学省は「学校図書館担当職員」と通称しているが、近年、学校司書の活動が活発化していることや、議員立法による学校司書法制化が進展していることから、「いわゆる学校司書」と呼称されることがある。

○しまね子育て絵本

「どんな絵本を読んでいいかわからない。」との声に応え、島根県立図書館が、「おすすめしたいこどものほん（ながく読みつがれた本・最近刊行された本）リスト」を元に選定。赤ちゃん基本（0～2歳向け）・幼児基本（3～6歳向け）・テーマ別セット（15テーマ）から構成される合計300種類の絵本。副本3冊ずつがセット。各市町村立図書館へ寄託。幼稚園、保育所等での巡回活用や親子が集まる場所への貸出利用。

○「読みメン」プロジェクト

男性、とりわけ父親に対し、子どもと密接にふれあい絆を深める絵本の読み聞かせの楽しさを体験してもらい、絵本を使った子育てへの参画を促すプロジェクト。平成24年度からスタートし、啓発イベント「読みメンパーク」の実施や「読みメン10か条」を記載した「読みメン手帳」の配布等行っている。

○児童サービス

児童（子ども）を対象とする図書館サービスのこと。一般に児童とは、18歳以下を指し、広義には0歳から18歳代後半までを対象とする。発達段階に応じて、乳幼児サービス、児童サービス（狭義）、青少年（ヤングアダルト）サービスの3つの段階に分かれる。この場合の「児童」は、ストーリーを理解できる3歳以上の就学前児童から小学校児童までを指す。また、児童資料を利用する保護者、児童関連機関の職員、学生や研究者等に対する図書館サービスも児童サービスに含まれる。

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、

その健全な育成を図るもの。(児童福祉法第6条の3第2項に規定)

○親子読書

家庭での読み聞かせ。絵本の読み聞かせによって親の言葉で子どもを包み、親子で絵本の楽しみをともにすること。親が子に、絵本や昔話などの言葉を通して語りかけることにより、子どもに愛を伝えることができる。親と子が共に絵本等にふれることで、子どもの心、言葉、夢が育つ。昭和54年島根県教育委員会が策定した「島根県読書普及振興計画(昭和54~60年)」に、「親子読書」が盛り込まれ、子どもに対する読書普及事業として地域ぐるみで普及活動の促進が図られたことがはじまり。

○親子読書アドバイザー

親子読書(絵本の読み聞かせ)の大切さについて、講師として話をするができる研修を積んだ地域のボランティア。平成24年度に118名を養成。島根県立図書館が仲介し各地域で活動を行っている。

○県庁通送便

県庁と市町村役場及び県立施設の間を、関係書類や荷物の運搬を行う自動車便。頻度は開庁日の隔日。

○バリアフリー資料(バリアフリー図書)

視覚障がい、聴覚障がい、上肢障がいのある人、あるいは読み書き障がいや知的障がい・自閉症、外国とつながりのある人など、市販されている本あるいは図書館の蔵書がそのままの状態では「読めない」「読みにくい」読者にとって、読みやすい本や電子書籍の総称。

○ブックトーク

図書館、学校、公民館等で、実施者があるテーマの元に何冊かの本を集め、子どもたちの前でそれを順序よく紹介することによって、子どもと本を結びつける児童サービス。

○味見読書

主として児童生徒の読書傾向の改善のために、指導者がリストアップした複数の本を短時間で拾い読みさせるという読書指導。例えば、10冊程度の本を用意し、朝読書の時間などを活用して毎日1冊ずつ読んでみて、リストに自分の評価を記入する等の方法がある。

○読書郵便

本を読んだ感想や印象をもとに、友達に宛ててその本を紹介するはがきを書き、交換する活動。手軽に取り組めるため多くの学校等で取り組まれており、子どもが自発的に活動することができること、多くの本に出会うことができ、読書意欲を高めることができることや、はがきを交換することで、差出人と受取人の間に心のつながりをもつことができることなどが、この活動のよさであると言われている。

○読書センター

学校図書館が、児童生徒が楽しんで自発的かつ自由に読書を行う場であることから、児童生徒がくつろぎ、進んで読書を楽しむために訪れるような読書活動の拠点となることに加え、学校における読書活動の推進及び読む力の育成のための機能を果たすこと。

○学習センター

授業のねらいに沿った資料を、学校司書が司書教諭や教員と相談して整備することや、日頃から教員と学校図書館の利活用に関する情報共有等を行うことなど、学校図書館が、学校における教育課程の展開に寄与すること。

○情報センター

学校図書館が、必要な情報を収集・選択・活用できる場として、児童生徒の情報活用能力の育成のための機能を果たすとともに、児童生徒への指導を円滑に行えるよう、必要な教材・機器等の準備について教員との打合せをする等の支援を行うこと。

○マルチメディアデイジー図書

「マルチメディアデイジー図書」は、本文の文字・画像が音声と同期している電子図書。（※デイジーは、誰にでもアクセスしやすいデジタル情報システムをめざして作られた国際規格）音声のみのものを「デイジー」、音声にテキストや画像を同期することができるものを「マルチメディアデイジー」と呼ぶ。デジタル情報なので、高齢者や弱視者にも使いやすいレイアウトに変更することができ、誰でも使えるユニバーサル図書と言える。

○図書標準

「学校図書館図書標準」は、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、平成5年3月の文部科学省初等中等教育局長通知により設定されたものである。各学校においては、学校図書館の図書の整備状況や実情に応じ、計画的な図書の整備に努めることとされている。なお、高等学校の基準については、学校図書館法施行令別表に高等学校、高等部の生徒数に応じた図書数と設備が掲載されている。

○司書教諭講習

「学校図書館法」第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許状を有し司書教諭講習を修了した教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成15年度から12学級以上の学校に配置されている。

○司書教諭発令

学校図書館司書教諭については、平成十五年の学校図書館法の改正により、一二学級以上の学校には必ず置かなければならないとされている。

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければなら

ない。

2 前項の司書教諭は教諭をもって充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

第二項で「教諭をもって充てる」と規定されていますが、この「充てる」は、学校教育法施行規則に「教務主任及び学年主任は、教諭をもって、これに充てる」「生徒指導主事は、教諭をもって、これに充てる」「進路指導主事は、教諭をもって、これに充てる」と同様であり、司書教諭は、教諭が担当する校務分掌の一つとして職務命令により発令されることとなる。したがって、その発令については、当該学校の教職員のサービスを監督する一般的権限を有する教育委員会が行うか、または当該学校の校務をつかさどる地位にある校長が行うこととなる。

○学校図書館法

学校図書館の設置および運営について規定している法律。学校に学校図書館を設置する義務、学校図書館の運営、司書教諭の設置および資格、設置者の任務ならびに国の任務について規定されている。

○横断検索システム

複数のデータベースを対象として、同一の検索を同時に実行するシステム。島根県では、県立図書館が、県内11の市町立図書館等と大学、高等専門学校図書館の蔵書データベースを同時に検索できるシステムを構築し、公開している。

○物流システム

図書館間の貸出資料の搬送について、県域や市域など地域ごとにまとめて実施するシステム。島根県は、県内すべての市町村図書館等、大学、高等専門学校、高等学校、特別支援学校の図書館と県立図書館を週1回の便で結んでいる。

○子ども読書フェスティバル

子ども読書活動を推進するために県から年3か所委託し、各地で開催するフェスティバル。子どもたちが読書の楽しさを体験するとともに、家庭における子ども読書活動の推進をめざして実施。県内の読書ボランティア団体・サークル等の資質向上とネットワークの強化を図る機会ともなっている。

○ライトハウスライブラリー

社会福祉法人 島根ライトハウス ライトハウスライブラリーは、松江市にあり、視覚障がい者への点字・音声図書の貸し出しや情報提供、リハビリを行う施設。

○文部科学大臣表彰制度

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館及び民間団体並びに個人に対して、平成14年度から毎年、文部科学省が表彰。県からは毎年、学校3校、図書館1館、団体または個人を1団体（人）を上限として推薦している。

○おすすめしたいこどものほん

島根県立図書館、島根県公共図書館協議会、島根県読書推進運動協議会の3団体で年1回作成・発行している児童図書リスト。「最近刊行された本」「ながく読みつがれた本」「小学生向き」の3種類からなる。

○親子読書普及指導員

島根県読書普及振興計画を策定した昭和54年より県立図書館に配置。市町村の求めに応じて、親子読書等、読書普及のすすめ方について、指導及び助言を行う専任職員。

○ブックスタート事業

乳幼児健診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、赤ちゃん向け絵本の入ったブックスタート・パックを説明の言葉とともに手渡し、赤ちゃんの本の時間の楽しさを分かち合うことを応援する運動。

○ノーテレビ・ノーゲーム

その日はテレビ及びゲームを見ない、しないという取組み。見ない、しないことで空いた時間を、読書や趣味、家族との団らんの時間に有効活用しようというのが狙い。

○しまね家庭の日

昭和41年9月、「青少年育成島根県民会議」が発足。当初から毎月第3日曜日を「家庭の日」として様々な活動を展開。平成14年5月、現行の「しまね家庭の日」県民運動推進基本方針を策定し、毎月第3日曜日を「しまね家庭の日」として提唱。ただし、市町村民会議は、地域の事情により月1回都合の良い日を指定して実施可としている。

○団体貸出利用

学級や公民館などの団体を対象に、1度に数十冊から100冊程度の図書を貸出する利用方法。

○レファレンスサービス

参考業務ともいう。利用者の求めに応じて図書館職員が資料の検索・調査や提供などのサービスを行うこと。

○放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取り組み。

○青少年教育施設

青少年のための各種の研修や団体の活動拠点として設けられた施設。県内では、国立三瓶青少年交

流の家、県立青少年の家、県立少年自然の家。

○保育所保育指針

厚生労働省が児童福祉施設最低基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めたもの。厚生労働大臣による告示として、平成20年3月に改訂。全7章から成り、保育所の役割や社会的責任、保育の目標や方法、保育の環境や配慮事項などについて規定されている。

○学習指導要領・幼稚園教育要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を文部科学省が定めたもの。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

現行の小中学校学習指導要領・幼稚園教育要領は、平成20年3月に、高等学校・特別支援学校は平成21年3月に改訂されたもの。

○ストーリーテリング

図書館、学校、公民館等で、本などを用いず、実施者が口頭で覚えている「お話」を語る児童サービス。

○ビブリオバトル

京都大学から広まった輪読会・読書会、または勉強会の形式で「知的書評合戦」とも呼ばれている。「ビブリオ」は古代ギリシャ語の「本」の意味。公式ルールは、①参加者が読んで面白いと思った本を、順番に一人5分間で本を紹介する ②その後、参加者全員でその紹介に関するディスカッションを行う ③全ての紹介が終了した後、「どの本が一番読みたくなったか?」を基準に投票を行うとされている。

○パネルシアター

パネル布（毛羽立ちの良い布）を貼ったボードを舞台に、不織布で作った絵人形を貼ったり外したり、舞台のあちこちへ動かしながら演じる、おはなしやうたあそび。

○県教育センター

教職員の研修や教育に関する調査・研究、学校・教職員への支援等を行うセンター。

○児童書

0歳から12歳頃までの読み手や聞き手を対象とした作品。文学作品に限る場合と分野を問わず児童書と言う場合がある。

○ヤングアダルト

主に 10 代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者として図書館等で意識して呼称するときを使う用語。

○県図書館協会

県全域の図書館振興や読書の普及を目的として、平成 25 年 6 月に設立。構成団体は島根県公共図書館協議会、島根県高等学校図書館研究会、島根県学校図書館協議会、島根県大学・高等専門学校図書館協議会、島根県書店商業組合及び、島根県教育庁社会教育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課。

○しまねこどもの読書等推進の会

子どもの読書環境及び読書活動に関心のある者の連携と資質の向上を図り、県内における子どもの読書活動等の推進に寄与することを目的として平成 13 年に設立された。現在、県事務局と 10 支部の組織を持ち、会員数は 379 人（平成 20 年 4 月現在）である。

○子ども読書の日

4 月 23 日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書の推進に関する法律」によって制定された。

○文字・活字文化の日

読書週間の初日にあたる 10 月 27 日。文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた、「文字・活字文化振興法」に定められている。

第2次計画期間 具体的施策一覧

○家庭における子どもの読書活動の推進

「読みメンプロジェクト」男性の読み聞かせを推進
読みメン手帳の制作・配布
親子読書普及指導員による親子読書研修会の実施 読書ボランティア研修へ派遣
親子読書アドバイザーの養成・派遣
「しまね子育て絵本」の選定・市町村へ寄託 リストの作成・配布

○地域における子どもの読書活動の推進

親子読書アドバイザーの養成・研修・派遣
「しまね子育て絵本」の選定・市町村へ寄託 リストの作成・配布
「おすすめしたいこどものほん」リストの作成・配布 巡回展示
こどもしつのバリアフリー資料、外国語絵本の収集・整備
学校図書館図書標準蔵書数5割未満の小中学校14校へ図書を寄託
「学校図書館活用教育図書整備事業」調べ学習用図書2,000冊を市町村に寄託
県立図書館職員による地域図書館研修開催
学校司書等対象研修（年5回10箇所）

○学校等における子どもの読書活動の推進

「しまね子育て絵本」の選定・市町村へ寄託 リストの作成・配布
学校図書館図書標準蔵書数5割未満の小中学校14校へ図書を寄託
「学校図書館活用教育図書整備事業」調べ学習用図書2,000冊を市町村に寄託
学校司書等対象研修（年5回10箇所）
「特別支援学校図書館フレッシュアップ事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館環境整備員を配置 ・図書館担当教員及び図書館環境整備員の研修 ・障がい特性や発達段階に応じた図書、手に取りやすい書架等を整備
「学校図書館パワーアップ事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が主体となって行う整備費を補助
「学校司書等配置事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書等を配置する市町村に財政支援
学校図書館活用教育研修用DVD「学びを支え心をはぐくむしまねの学校図書館」制作・配布
「しまね学校図書館活用教育フォーラム」 <ul style="list-style-type: none"> ・先進校で展開する学校図書館活用教育を県内に広く周知・研修機会の確保
「学校図書館活用コンクール」実施 <ul style="list-style-type: none"> ・優れた学校図書館活用教育を顕彰

「小中学校司書教諭（学校図書館担当者）研修」県内5カ所での開催
読書フェスティバルにあわせて学校図書館活用教育をパネルで紹介
調べ学習のゴールとしての「しまね調べ学習プレゼンテーションコンテスト」の開催
司書教諭講習を受講する教諭に対して受講にかかる費用を助成
「司書教諭サポート事業」学校図書館活用教育を展開する学校に非常勤講師を配置
未就学児が集まる施設への書架の整備
「県立高校図書館教育推進事業」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 12学級未満の高校にも学校司書を配置 ・ 図書整備 ・ 研修の実施、司書教諭講習への教諭の派遣

○図書館間協力等の推進

「学校図書館活用教育図書整備事業」調べ学習用図書2,000冊を市町村に寄託
情報ネットワークシステム（県内図書館横断検索）開設
県立図書館と市町村図書館間の貸出資料の物流システム稼働（週1回往復）

○読書活動推進体制の整備

「子ども読書フェスティバル」公募により県内3箇所で開催
「島根県読書活動推進会議」の開催
読書ボランティア養成講座や研修会の実施

○啓発・広報

「子ども読書県しまね」のページを開設
「おすすめしたいこどものほん」リストの作成・配布 巡回展示
県立図書館こどもしつ「島根県の本」コーナーに図書を紹介
県立図書館ホームページこどもしつに「島根の児童図書」リストを紹介

(2) 公民館図書室等

町村名	H24 人口	中心読書施設名	H24 運営 形態	施設 形態	図書室 延床 面積	H24年度決算		H24年度受入冊数		H24年度未蔵書冊数 (雑誌・視聴覚資料除く)		H25逐次刊行物		H25年度予算		町村名
						資料 購入費 千円	人口 一人当 円	受入総数 (寄贈等含) 冊	うち購入冊数 冊	雑誌 冊数	うち児童書 冊	購入 雑誌 冊	購入 新聞 種	資料 購入費 千円	うち 図書費 千円	
奥出雲町	13,792	農村環境改善センター	直営	複合	m ² 251	千円 1,336	97	冊 855	冊 781	冊 28,774	冊 2,099	冊 9	冊 2	千円 1,000	千円 1,280	奥出雲
美郷町	5,096	山村開発センター-邑智会館	直営	複合	100	200	39	冊 344	冊 151	冊 12,700	冊 3,445	冊 5	冊 0	200	200	美郷
西ノ島町	3,015	中央公民館	直営	複合	43	785	260	冊 637	冊 487	冊 1,997	冊 546	冊 7	冊 0	585	550	西ノ島
知夫村	597	知夫里島開発総合センター	直営			200	335	冊 540	冊 290	冊 1,090	冊 225	冊 0	冊 0	200	200	知夫

人口は県統計調査課「島根県推計人口」(平成25年4月1日現在)より

町村名	H24 開館 日数	中心読書施設登録者		H24年度個人貸出冊数		H24年度		H24年度		H24年度		H24年度相互貸借数		H24年度レファレンス		町村名
		うち 児童 総数	更新年 年	うち 児童書 冊	人口 一人当 冊	個人貸出条件 冊数	団体貸出条件 冊数	団体貸出・記本 冊数	予約件数 (うちリクエスト 件)	借受 (うち県内)	貸出 (うち県内)	所蔵 所在	貸出 件数	文庫 調査 件数	調査 件数	
奥出雲町	281	3,164	265	H13	18,007	1.3	冊 10,633	冊 21	冊 4	冊 260	冊 4	冊 396(96)	冊 602(602)	冊 40(40)	冊 261	奥出雲
美郷町	347	806	240	不明	5,514	1.1	不明	冊 3	冊 0	冊 0	冊 0	冊 159(159)	冊 156(156)	冊 0	冊 0	美郷
西ノ島町	343	248	57	不明	3,498	1.2	848	冊 14	冊 0	冊 0	冊 0	冊 478(478)	冊 不明	冊 0	冊 0	西ノ島
知夫村					不明			冊 無制限	冊 不明	冊 不明	冊 不明	冊 0	冊 0	冊 0	冊 0	知夫

△AV資料は別案件

【読書活動の現状(平成24年5月1日現在)】

「学校図書館の現状に関する調査」より

【公立】

(1) 全校一斉の読書活動の実施状況

	全校一斉の読書活動を実施している学校数	内訳			
		始業前に実施	授業中に実施	昼休み・放課後に実施	その他
小学校	221	213	1	0	7
中学校	98	96	0	0	2
高等学校	19	17	0	0	2
特別支援学校	小学部	3	1	1	0
	中学部	3	1	1	0
	高等部	2	1	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0

全校一斉の読書活動の実施頻度

	毎日実施	週に数回実施	週に1回実施	月に数回程度実施	その他
小学校	44	125	50	1	1
中学校	86	5	2	3	2
高等学校	12	2	1	0	4
特別支援学校	小学部	0	0	2	0
	中学部	0	0	1	0
	高等部	0	0	1	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0

(2) 全校一斉読書以外の読書活動推進のための取組状況

	全校一斉読書以外を実施	具体的取組(複数回答可)							学校図書館に関する広報活動を実施している
		図書の読み聞かせ	ブックトークを実施	必読書コーナー、推薦図書コーナーを設置	目標とする読書量の設定	校種間の連携による取組を実施(中学生が小学生に読み聞かせを行う等)	家庭における読書活動への支援(親子読書会の開催等)	その他	
小学校	224	221	134	194	104	23	104	45	166
中学校	85	39	37	68	14	11	5	27	80
高等学校	23	6	7	15	4	0	0	8	36
特別支援学校	小学部	12	12	0	5	0	1	0	8
	中学部	10	7	1	6	0	1	0	7
	高等部	10	6	2	5	0	1	0	8
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0	0	0	0	0

【読書活動の現状(平成24年5月1日現在)】

(3) ボランティアの活用状況

	ボランティアを活用している学校数	内訳(複数回答可)					
		配架や貸出・返却業務等、学校図書館運営の支援	学校図書館の書架見出し、飾りつけ、図書の修繕等支援	読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援	学校図書館の地域開放の支援	その他	
小学校	194	27	83	190	0	5	
中学校	38	6	26	18	1	2	
高等学校	1	0	0	1	0	0	
特別支援学校	小学部	5	0	1	3	0	1
	中学部	2	0	1	1	0	0
	高等部	3	0	1	1	0	1
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0	0	0

(4) 公共図書館との連携状況

	公共図書館との連携を実施している学校数	内訳(複数回答可)				
		公共図書館資料の学校への貸出	公共図書館との定期的な連絡会の実施	公共図書館司書等による学校への訪問	その他	
小学校	218	216	25	45	11	
中学校	81	78	6	12	4	
高等学校	33	32	4	2	4	
特別支援学校	小学部	9	9	0	3	1
	中学部	8	8	0	2	1
	高等部	9	9	0	2	1
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0	0

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

島根県子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 島根県子ども読書活動推進計画に基づく、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、島根県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- 一 島根県子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- 二 島根県子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- 三 その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者を構成員とする。

- 2 委員長は、構成員の中から互選する。
- 3 副委員長は、構成員の中から互選し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 推進会議は、委員長が招集し、議長を務める。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、構成員のうち、あらかじめ指名する者をもって会議を開催することができる。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 推進会議に、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(ワーキンググループ)

第4条 ワーキンググループは、子ども読書に係る別表の島根県及び島根県教育委員会関係各課等の担当者をもって構成する

- 2 ワーキンググループは、島根県子ども読書活動推進計画の策定及び進行管理に関することを協議する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、島根県教育庁社会教育課において担当する。

(その他)

第7条 この要綱を定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

改正 平成22年4月1日
平成24年5月22日

島根県子ども読書活動推進会議委員

任期: 平成24年6月2日～平成26年6月1日

委嘱の区分	氏名	所属	備考
学識経験者	岩田 英作	島根県立大学短期大学部	
学校教育関係者	杉原 充知恵	島根県国公立幼稚園長会 (古志原幼稚園)	
	酒井 真知子	島根県保育協議会 (市木保育園)	
	飯塚 良治	島根県学校図書館協議会 (雲南市立佐世小)	
	長野 博	島根県高等学校図書館研究会 (平田高校)	
	石橋 美恵子	島根県特別支援学校教育研究会 (石見養護学校)	
	原田 由紀子	松江市学校図書館支援センター	
社会教育関係者	竹谷 強	島根県公民館連絡協議会 (古志原公民館)	
	今井 直樹	島根県読書推進運動協議会	
	品川 淳子	公立図書館 (邑南町立図書館)	
読書活動実践者	秋庭 ゆみ子	隠岐の島町読書ボランティア	
	岡本 千佳子	松江市読書ボランティア	
	林 栄毅	美郷町読書ボランティア	